

団体運営費補助金調査票（表）

補 助 金 名	成田交通安全協会補助金
---------	-------------

担 当 課	市民生活部 交通防犯課	実 施 主 体	成田交通安全協会
科目・事業コード	会計 款 項 目 事業 一般 02 01 09 20 - 1	R06 予 算 額	579 千円
新規・継続の別	継続	R05 予 算 額	579 千円
補助・単独の別	市単	R04 決 算 額	579 千円
補 助 の 種 類	団体運営費	R03 決 算 額	579 千円
交付開始年度	平成 年度 終了予定年度	令和 8 年度	

事業の目的・概要	成田警察署管内（成田市・富里市・栄町）における交通事故防止等を図るとともに地域住民の交通安全意識の向上を目指す。研修会、講習会、交通安全教室、広報啓発活動等を通じて、シートベルト又はチャイルドシートの着用徹底、飲酒運転の根絶等と呼びかけることにより、子どもや高齢者、自転車利用者をはじめとした地域住民の交通事故防止を図ることを目的とする。 （事務所 成田警察署敷地内）	補助対象事業・補助基準等	（１）団体の運営費（会議、物品購入等） （２）交通安全に関する事業 （３）交通事故防止に関する事業 （４）その他交通の安全と円滑に資する事業 ※平成21年までは、1,157,000円の給付。 平成22年からは、ヒアリングや、富里市・栄町とも協議を行い、補助金額を1/2（578,500円）に減額。																					
根拠法令等	・ 成田市補助金等交付規則 ・ 成田市交通安全協会補助金交付要綱																							
留意事項		補助	補助基本額579千円																					
決算内訳	<table><tr><th colspan="3">令和 4 年度決算額（単位：千円）</th></tr><tr><th>収入額</th><th>支出額</th><th>翌年度繰越金</th></tr><tr><td>16,089</td><td>16,036</td><td>53</td></tr><tr><th>収入額の内 自主財源</th><th>市補助金額</th><td></td></tr><tr><td>15,510</td><td>579</td><td></td></tr><tr><th>自主財源比率</th><th>繰越金/補助金</th><td></td></tr><tr><td>96.4%</td><td>9.2%</td><td></td></tr></table>	令和 4 年度決算額（単位：千円）			収入額	支出額	翌年度繰越金	16,089	16,036	53	収入額の内 自主財源	市補助金額		15,510	579		自主財源比率	繰越金/補助金		96.4%	9.2%		率・額	
令和 4 年度決算額（単位：千円）																								
収入額	支出額	翌年度繰越金																						
16,089	16,036	53																						
収入額の内 自主財源	市補助金額																							
15,510	579																							
自主財源比率	繰越金/補助金																							
96.4%	9.2%																							

団体運営費補助金調査票（裏）

評価項目	内 容	評 価	評 価 理 由
公益性	基本構想、実施計画、個別計画など市の施策の方向性と合致しているか	はい	成田市総合計画「NARITAみらいプラン」や成田市交通安全5か年計画が目指す「安全・安心に暮らせるまちづくり」に、交通安全の面で寄与することができる。
	市民の利益に寄与することができるか（「はい」の場合、選択式）	はい	ア、地域での住民自治や社会福祉に著しい貢献が期待できる活動に該当
	市民協働を推進する目的があるか	はい	市と、当団体の主な構成員である地域住民や運転者との協働といえる。
	事業を実施できる団体は他にないか	はい	警察の事業を補助している最大規模の団体であり、これまでのノウハウもあるため、代替できる団体はない。
必要性	事業の目的・視点・内容が、社会経済情勢や市民ニーズに適合しているか	はい	高齢者による交通事故や飲酒運転の問題等、社会的な問題に取り組んでいる。
	市が関与する必要性があるか	はい	交通安全の確保は住民の暮らしに直結するものであり、市はその活動を補助する必要がある。
	事業を実施しなかった場合に、大きなマイナスの影響があると認められるか	はい	前述にもある通り、警察の補助として、年間の延べ人数で約2000人が活動している。当団体が事業を実施しなかった場合には、警察及び市の啓発活動に大きな影響がある。
	類似の事業はないか	はい	ない。
適格性 (妥当性)	団体等の活動内容が、補助目的と合致しているか	はい	交通安全の確保は、補助目的と合致する。
	団体を支援するに当たり、補助金の交付が適切な手段であるか	はい	交通安全の確保は住民の暮らしに直結するものであり、市による補助金交付が適切な手段である。
	団体の会計処理や補助金の使途は適正であるか	はい	予算書に基づいた処理がされている。領収書等により確認が出来る。
	団体の決算における繰越金（剰余金）が補助金の額を超えていないか	はい	令和4年度決算 補助金 579千円 繰越金 53千円
	対象経費は、規則・要綱等により規定されているか	はい	成田交通安全協会補助金交付要綱により規定されている。
有効性 (費用対効果)	補助金を交付することによる効果を明確に示すことができる指標等はあるか	はい	4季の交通安全運動期間中の参加延べ人数（R2：1,047人、R3：984、R4：1,006人）、対象地域内の小中学校での交通安全教室での指導員参加人数（R2：58人、R3：58人、R4：133人）等
	補助金額に見合う効果があると認められるか	はい	街頭啓発活動や交通安全教室等の取組みは、安全意識の喚起につながるものであり、地域住民の生活向上に効果があると認められる。
	事業を継続するうえで、補助は必要不可欠であるか	はい	交通安全の確保は住民の暮らしに直結するものであり、市はその活動を補助する必要がある。
	補助期間（終期）を設定しているか	はい	令和8年度を終期としている。

最終評価	維持継続
評価者 所見	交通安全の確保は、「安全・安心に暮らせるまちづくり」の重要な一要素であり、成田市交通安全協会の事業活動は、これに寄与するもので公益性等が認められることから、今後も継続して補助金を交付する。